

元禄期旗本知行所の年貢

— 武州入間郡赤尾村大久保氏の事例 —

重田正夫

はじめに

- 一 赤尾村と旗本大久保氏
 - 二 元禄期の赤尾村
 - 三 年貢収取の特色
 - 四 年貢納入の実態
 - (1) 年貢米の前売り
 - (イ) 借入金方式
 - (ロ) 預り米方式
 - (ハ) 前金売渡し方式
 - (ニ) 前売金の旗本への上納
 - (2) 年貢収納時の払米
 - (3) 年貢廻米
 - (4) 元禄一〇年分の年貢米勘定
- 五 諸負担
- (1) 小物成・現物納
 - (2) 夫役・夫銭
 - (3) 御用金・調達金
 - (4) 種借・旗本貸付金
- 六 年貢収取と旗本財政の逼迫
まとめにかえて

はじめに

本稿は、昨年度整理を完了し、目録を刊行した入間郡赤尾村林家文書を素材として、元禄期を中心とする旗本知行所の年貢収取の一事例を紹介しようとするものである。

林家文書は総点数一万点を超える膨大なもので、本稿の対象となりうる時期の年貢関連文書が、約一五〇点程ふくまれている。しかしそのほとんどは請取などの一紙証文なので、記述にあたってはそれらをできるだけ類型化し、一つひとつの文書がもつ役割を読みとり、元禄期の一旗本知行所の年貢収取の実態をできる限り精細に究明しようとした。

一 赤尾村と旗本大久保氏

本稿で対象とする赤尾村は、入間郡東北部に位置し、現在は坂戸市大字赤尾となっている。村の北方で、都幾川と越辺川とが合流し、そのまま村の東側に沿って南下しており、越辺川左岸の水害に見舞

われやすい低地帯である。

当村の開発の歴史は古く、すでに鎌倉時代の承元四年(一一二〇)の小代行平讓状に「みなみあかのむら^(南)」^(赤尾)という記載がみられる。

近世に入ってから支配の変遷は、徳川家康の関東入国直後は幕府直轄領であったようであるが、寛永一二年(一六三三)八月一二日に、村高のうち七四九石余が旗本大久保勘三郎忠良に与えられた⁽²⁾。残り一七七石余はしばらく幕府直轄領のままであったが、寛永一六年に松平信綱が川越に入城するとその加増分とされ、以後旗本大久保氏と川越藩との相給支配となった。その後元禄一一年(一六九八)に、

大久保氏知行分も川越藩柳沢吉保の領分に組入れられ、以後一村全体が川越藩の支配下におかれることになった。本稿で紹介する年貢史料は、こうした過程のうち旗本大久保氏と川越藩の相給時代、しかも史料の残存状態から元禄期が中心となる。

さて、旗本大久保氏についてさらに詳しくみると、次のようなことがわかる。大久保氏は『新訂寛政重修諸家譜』によれば、赤尾村を宛行われた忠良を祖とする。忠良は、三河譜代の大久保忠勝の五男で、慶長二年(一五九七)秀忠に拝謁し御小姓となり、武蔵国多摩郡で二〇〇石の知行を与えられた。その後、先述したように寛永一二年に武蔵国入間郡のうちに一〇〇〇石を加増され、すべて一一〇〇石を知行した。忠良は、慶安三年(一六五〇)六月八日に七三歳で没し、多摩郡豊田村の善生寺に葬られた。ついで息子忠行が嗣ぐが、慶安三年八月当時、わずか七歳であったという。忠行は、寛文三年

(一六六三)一月から御書院番士、元禄五年(一六九二)四月には御使番に転じ、同年一二月には布衣を許された。さらに翌六年五月に御目付、七年正月には御先鉄砲の頭にうつり、八年四月から翌九年六月までは盜賊追捕の事にあたった。そして元禄の地方直しに際して、忠行の入間郡での知行は多摩、都筑二郡に移され、ここに旗本大久保氏と赤尾村の關係は途絶えるのである。

以上は『新訂寛政重修諸家譜』によって述べてきたのであるが、林家文書を整理していく過程で初代忠良と二代忠行の間に、忠恒、忠経なる人物が登場していることが判明した。それは、慶安二年(一六四九)分から元禄七年(一六九四)分まで、ほとんど完全に残されている年貢皆済状の差出人名としてである(後掲第四表参照)。すなわち、慶安二年正月に忠良、慶安三・四年に忠□(読解不能)、承応元・二年は忠恒、万治四年は忠□、寛文元・三年が忠経、そして寛文五年以降はすべて忠行となつていたのである。いまみてきたのは年貢皆済状の署名の部分であるが、さらに印判をみるとやや複雑になる。というのは、寛文五年以前の忠良、忠恒、忠経の三種類の署名に捺された印判は、すべて印文「馨」という円印で、署名が交わっても印判は変化していかないのである。さきにみた『新訂寛政重修諸家譜』によれば、署名が忠行となり印判も変わる寛文五年の前々年に、慶安三年に七歳で遺跡を嗣いだ大久保忠行は、二〇歳となり御書院番に登用されている。これ以前の忠恒、忠経(同一人物である可能性も高い)は、大久保氏一族の者で、幼い当主忠行の後見

第1表 大久保氏知行所一覧

村名 (現市町村名)	村 高	大久保氏知行高	支配 関係 (相給数)
多摩郡落川村(日野市)	石斗升合 419.7.5.0	石斗升合 88.0.0.0	代官(1), 旗本(3), 寺院(1)の5給
多摩郡豊田村(日野市)	341.5.3.0	341.5.3.0	一門知行
入間郡赤尾村(坂戸市)	926.9.7.2 外野銭永4貫文	749.0.0.2 外野銭永4貫文	大名(1), 旗本(1)の2給
計		1178.5.3.2 外野銭永4貫文	

(『武蔵田園簿』より作成)

役的な役割をした人物でもあろうか。

以上、大久保氏が赤尾村を支配した期間の歴史についてみてきたが、ついで知行所の構成をみておこう。『武蔵田園簿』によれば、大久保勘三郎知行所の分布は第一表のとおりである。これで見ると、多摩郡落川、豊田両村(共に現日野市)と入間郡赤尾村の三ヵ村にまたがっていたことがわかる。このうち豊田村は一門知行であるが、他は相給となっている。また、忠良が最初に拝領した多摩郡二〇〇石は、その一円性、さらには先述したように菩提寺善生寺の存在などから、豊田村であったと考えられる。このようなことから、知行高だけを見ると赤尾村が圧倒的に大きい、大久保氏の在地支配の拠点は豊田村にあったのではない⁽⁴⁾かと思われる。

なお、『新訂寛政重修諸家譜』によれば、寛永二年に入間郡で一〇〇〇石の加増をうけたというが、『武蔵田園簿』でみる限り、入間郡は赤尾村一村七四九石余だけである。しかもこれで、『武蔵田園簿』の知行高合計は一七八石余となり、『新訂寛政重修諸家譜』のいう一二〇〇石にほぼ匹敵する。つまりこの点に関しては、『新訂寛政重修諸家譜』の記述が不正確なのであろう。

二 元禄期の赤尾村

年貢に関する具体的な分析にはいる前に、本稿の主たる対象となる元禄期の赤尾村について概観を述べておこう。

当村は既述したごとく、寛永一二年に旗本大久保氏知行と幕府直轄領に分給され、さらに幕府直轄領分は同一九年に川越藩領となり、元禄一一年に旗本大久保氏の知行が廃止されるまで、相給村落であった。その割合は、村高九二六・九石余のうち大久保氏知行分が七四九石余と全村高の約八〇%を占めていた。年貢を問題とする本稿では、大久保氏の知行地がどのような田畑構成となっていたかを明らかにしなければならぬ。次頁の第二表は、大久保氏知行が上給となった直前の元禄一一年の田畑構成である。田畑合せて九〇町弱、そのうち田方が面積比にして七三%、石高では実に八二%を占める田勝ちの村であった。しかも上・中田の比率が高く、比較的生産力の高い村であった。この本田畑以外にも新畑六町五反八畝六歩、野が六町七反四畝二四歩あり、各々金納の年貢が定められていた。

第2表 元禄11年3月 赤尾村大久保氏知行分田畑構成表

地 種	面 積	石 盛	分 米	備 考
上 田	町反畝歩 20.5.0.19	12	石斗升合 246.0.7.6	
中 田	23.9.6.20	10	239.6.6.7	
下 田	21.0.8.23	8	168.7.0.1	
下 々 田	1.8.12	6	1.1.0.4	
(田 合)	(65.7.4.14)		(655.5.4.8)	
上 畑	2.8.5.23	8	22.8.6.1	
中 畑	2.9.25	6	31.7.9.0	
下 畑	20.4.5.22	4	81.8.2.9	
屋 舗	5.6.13	10	5.6.4.3	
(畑・屋舗合)	(24.1.7.23)		(142.1.2.3)	
(総 計)	(89.9.2.7)		797.6.7.1	内2斗6升3合7夕5才過
外 畑	5.5.0			1反=付鋤350文
畑	6.0.3.6			1反=付鋤300文
(新畑合)	6.5.8.6			鋤合20貫25文
野	6.7.4.24 (以下略)			金8両

(林家文書 No. 163—3, 「武州入間郡赤尾村高反別指出シ帳」より作成, 「野」以下の項目は省略)

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

四

では、こうした大久保氏知行分における農民層の構成は、どのようなものであったのだろうか。第三表は、元禄五年(一六九二)の「赤尾村田畠高名帳」から集計したものである。この帳簿の記載上の特色は、全農民を一一組に分け、各組毎に記載していることである。各組構成員の数は三〜二名とまちまちであるが、組毎の持高の合計はいずれも六六〜六九石の間におさまり、人為的に同規模の組を編成していたものと推測される。それは、村内最高の高持百姓である半三郎(林家)が、自分の属する半組以外にも三つの組に各一八石程宛の土地を所持し、その結果各組の合計持高が均一化していることに、端的に窺える。このように持高の均一化した組は、どのような機能を期待されていたのだろうか。他に史料がなく確定的なことはいえないが、恐らく年貢の負担・納入を確実にするために、その相互連帯組織として編成されたものであろう。組毎の階層構成を子細に検討すると、文左衛門組、弥五兵衛組、弥次右衛門組などのように三〇石以上のとび抜けた大高持と一〇石以下層で構成される組(文左衛門組の一五〜二〇石層の一名は半三郎で、高はあるが実在はしない)、庄兵衛組、半組のように比較的大規模な少数の高持百姓によって構成される組、さらには、そのほかの組のように最高でも二五石以内で、しかも各階層にまんべんなく農民が分布する組とに分けられるようである。しかし、いずれのタイプの組においても、組内の階層差は第三表にみられるように大きく、均等な持高の組編成は、年貢納入を確実にするためにとられた一手段とみるこ

第3表 元禄5年赤尾村大久保氏知行分置置表

組 区 分	文左衛門組	七右衛門組	庄兵衛組	弥五兵衛組	弥次右衛門組	半右衛門組	源右衛門組	六郎兵衛組	仁右衛門組	重右衛門組	半 組	計
50石以上												
45石～50石	1		1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
40石～45石												2
35石～40石				1							1	
30石～35石												2
25石～30石												
20石～25石		1										4
15石～20石	1(1)	2(1)	1(1)			1	1	2	1	1	1	10(3)
10石～15石				1	1	1	1	2	2	3	1	10
5石～10石	1		1	2		1	3	1	2	1		12
3石～5石				1	2	2	2	3(1)	1			12(1)
1石～3石	1	1		2		1	2	2	2	1		12
1石以下	2	2			2	5	1			1		13
人 数 計	6(1)	7(1)	3(1)	7	6	12	10	9(1)	8	7	3	78(4)
石 高 計	68,19871 ^石	68,28084	68,41700	68,30094	68,21060	68,26359	68,33538	68,30453	69,12960	68,44112	66,22223	750,10454 ^石
平均石高	11,36645 ^石	9,75440	22,80566	9,75277	11,36843	5,68863	6,83353	7,58939	8,64120	9,77730	22,07407	9,61672 ^石

注1) 林家文書 No.540 元禄5年「赤尾村田島高名帳」より作成

2) 人数で()書したものは他組でも名請したもので、その内訳は次のとおりである。

○ 半組の半三郎は自分組 31,78500 のほかに文左衛門組、七右衛門組で各 18,00000、庄兵衛組で 18,82827 を所持し、都合 86,61327 となる。ただし、上表右端の計では分割されたままであるため表われていない。

○ 源右衛門組の角右衛門は自分組で 6,62000 のほかに六郎兵衛組で 3,85600 を所持し、都合 10,476 となる。

とができる。

全体の階層構成をみると、半組に所属する名主林半三郎が四組に都合八六・六石余を所持し断然他を引離しており、文左衛門組で四〇石余を所持する七之助も林家の分家であるため、⁽⁶⁾村内における一族の経済力は絶大なものであったことがわかる。このほか弥次右衛門、庄兵衛などの四〇石層、弥五兵衛の三〇石層など大高持百姓が存在した。さらに、一〇〜二〇石層は一七名(半三郎の重複分を除く)、五〜一〇石層は二二名で両者合せて二九名が一応の自立農民とみなされる。一方下層では、一〜三石層に二二名、一石以下層が一三名、さらにこの表にはみえないが、元禄一一年の村明細帳では、一軒の水呑が存在している。⁽⁷⁾

三 年貢収取の特色

年貢収取の状況をみるには年貢割付状、皆済目録が基本的な史料となる。旗本大久保氏時代の赤尾村では、このいずれについても記述が非常に簡単であるが、またそこに特色があるものと思われる。

以下、具体的に検討を加えていくことにしたい。
まず年貢割付状については、次のような形式が一般的なものであったようである。

〔史料一〕

五年請負之指紙

(元禄二年
一巳ノ年)

四ツ七分也

(元禄三年)
一午ノ年

五ツ也

(元禄四年)
一未ノ年

四ツ八分也

(元禄五年)
一申ノ年

四ツ九分也

(元禄六年)
一酉ノ年

四ツ七分也

右之通、百性依望、五年請負申付者也

(姓)
忠行
(大久保)

元禄貳年

巳ノ三月廿七日

大山源内⁽⁸⁾

赤尾村

名主半三郎方

(林家文書No.五六二五)

これは、元禄二年(一六八九)三月に、当巳から元禄六酉年まで五カ年分の年貢を「百性依望」「請負申付」けたものである。差出者の大山源内は以下度々登場してくる地頭用人で、その前行に書かれた忠行が大久保氏の当主の名前である。この割付状の形式的な特色は、次のような諸点にみられる。

- ①年貢額の算定方法が、田畑を合せた村高に対して五ツとか四ツ七分とかいう比率で決めるいわゆる厘取り方式をとっている。
- ②五年間という長期にわたって、あらかじめ百姓が年貢を請負ってしまっている。

③年貢額の決定が、いまだその年の作柄の決まらない春のうちに行われている。

④年貢額の決定にあたっては、「百姓^(姓)依望」という文言からも推測されるように、百姓側の意向がかなり取入れられているようにみえる。

⑤年貢率という面からみるならば、四ツ七分以上、平均では四ツ八分二厘とかなりの高額負担となっている。しかし、年貢率が具体的にどのような根拠^{II}算出基準によって決められているかは未詳である。

なお、こうして一旦決められた年貢率も、その年の作柄によって多少の加減をされることもあったようである。たとえばこの割付状の記載期間である元禄四年七月二十九日には、当末年は四ツ八分に据置、翌五申年は四ツ九分から四ツ七分に引下げ、六酉年は四ツ七分から五ツへ引上げるよう命ぜられている(林家文書No.五七二五「赤尾村年貢請負之覚」)。さらに、元禄六年九月一八日には、「畑作不出来、其去年も作違、宥免令加」ということで、一度五ツに引上げられた年貢率が再び四ツ六分に引下げられている(林家文書No.八八一四)。

こうした形式の割付状は、他には元禄一〇年七月二五日付で、向う三カ年分の年貢を定めたもの(林家文書No.五六二六「百姓請負之上差紙」)が残されているだけである。しかし、次に紹介する延宝三年(一六七五)の年貢減免差紙によれば、少なくともその当時から数年間にわたる百姓年貢請負制が実施されていたことがわかる。

〔史料二〕

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

延宝三年卯ノ年差紙 赤尾村

高七百九拾三石七斗零升四合四夕三才

此取四^④ッ勘、口米右之勘定也

一新畑六町八畝歩 彦反ニ付三百文代

一八両 野金

一貳分 彦町畑之代

一七百分 北川畑年貢

一買下 年貢

一借シ金 本利共ニ

一種借シ 利分

右赤尾村御年貢惣^(姓)百姓請負、依望^(延宝一、三、四年)ニ實^(姓)知辰以上三年ならして四

ツ六分宛ニ請負申^(姓)、尤其内世間一同之大水大風ニ茂^(姓)当り不作

仕^(姓)ハ、御検見を以御指引可申請証文指上申^(姓)得共、当夏水

出申^(姓)とて今度御訴訟申^(姓)付、尤世間一同之儀ニ茂^(姓)無之、右

請負定^(姓)ニ^(姓)世間、其通ニ御指置可被成^(姓)、菟角之不及御穿儀、御

宥免被遊検見被遣、右請負之内六分御引被成、四ツニ御取付之

指紙被遣^(姓)世間、難有存御指紙之通惣^(姓)百姓立合無高下勘定仕、霜

月廿日前ニ御年貢皆済可仕者也

延宝三年

阿久津助右衛門

卯ノ九月廿一日

秀仁^(花押)

赤尾村

名主 半三郎方

これによれば、延宝二、四年の三年間の年貢は、平均で四ツ六分に「依望」惣百姓が請負った。ところが延宝三年には水害があつたよう、百姓側は「世間一同之大水大風ニ茂当り不作仕仰ハ、御検見を以御引可申」という請負条件をたてとって、減免の訴訟を行った。旗本側の認識としては「世間一同之儀ニ茂無之」とされたが、結局は検見を実施し、六分引下げて四ツ取となつたことがわかる。また、文中旗本側が「請負定ニ世間、其通ニ御指置可被成尠」といつている箇所も注目される。年貢率の決定は、旗本と惣百姓の合意のうえに行われているという考え方なのであろう。

以上のことから、旗本大久保氏時代の赤尾村の年貢賦課は、厘取り方式で、三、五年を単位とした惣百姓の請負いによるものであつたことがわかる。しかも一度定められた年貢率も、百姓の訴願によって度々変更を余儀なくされていたようで、大久保氏の年貢收取権は必ずしも安定したものではなかつたといえよう。

さて、次に年貢皆済状の面から大久保氏時代の年貢收取の特色をみておこう。林家文書には、第四表にみられるように慶安から元禄期にかけての年貢皆済状が、ほぼ累年のに残されている。いずれも形態は小切紙で、記載内容は次のように

第4表 赤尾村年貢皆済状一覽

No.	文書年月日	皆 済 対 象 年	超 過 年 数	発 給 者	宛 名
1	慶安2丑 正 7	亥(正保4)	1	忠良	赤尾村図書
2	3寅 閏10.17	丑(慶安2)	1	忠□	赤尾村図書
3	4卯 10.17	寅(" 3)	1	忠□	赤尾村図書
4	承応元辰 11.19	卯(" 4)	1	忠恒	赤尾村図書
5	2巳 8. 5	辰(承応元)	1	忠恒	赤尾村図書
6	万治4丑 3.12	巳~亥7年分(承応2~万治2)	2~8	忠□	赤尾村図書
7	寛文元丑 8.29	子(万治3)	1	忠経	赤尾村伝兵衛分
8	2寅 極 12	丑(寛文元)	1	忠経	赤尾村名主伝兵衛まいる
9	3卯 霜 7	寅(" 2)	1	忠経	赤尾村伝兵衛分
10	5巳 8.15	卯(" 3)	2	忠行	赤尾村名主伝兵衛方
11	5巳 8.15	辰(" 4)	1	忠行	赤尾村名主伝兵衛方
12	6午 10. 9	巳(" 5)	1	忠行	赤尾村名主伝兵衛
13	10戌 8.13	午未申3年分(寛文6~8)	2~4	忠行	赤尾村名主伝兵衛方へ
14	11亥 8.24	酉戌2年分(寛文9~10)	1~2	忠行	赤尾村名主半三郎, 源兵衛
15	12子 8.18	亥(寛文11)	1	忠行	赤尾村名主半三郎方へ
16	延宝2寅 7.24	子丑2年分(寛文12, 延宝元)	1~2	忠行	赤尾村名主半三郎方へ
17	4辰 12. 7	寅卯2年分(延宝2, 3)	1~2	忠行	赤尾村名主半三郎方江
18	貞享2丑 8. 7	辰~子9年分(延宝4~貞享元)	1~10	忠行	半三郎方
19	元禄4未 3.29	寅卯2年分(貞享3~4)	4~5	忠行	赤尾村名主半三郎方
20	元禄7戌 8.23	巳~酉5年分(元禄2~6)	1~6	忠行	赤尾村名主半三郎方

注 1) 出典は林家文書各年皆済状である。
 2) 超過年数は翌年3月に皆済するのを基準とし、それからの年数を概算した。
 3) 慶長3年の年号を有するものも存在する(No.5741)が、旗本大久保氏知行以前のもので省略した。

いたって簡単である。

〔史料三〕

正保四年赤尾村亥ノ年貢

田畑野錢(開)平き畑共ニ、不残亥ノ年(獨印)分皆済所也

慶安二年

丑ノ正月七日 忠良(印)

赤尾村 図書

(林家文書No.五〇三三二)

いま、第四表を用いて皆済状の特色をまとめると、次のようになるであろう。

①各年度とも〔史料三〕にみられるように、具体的な納入額を明示せず、皆済されたという事実だけを示している。ただし、例外として慶安三年(一六五〇)のものがあり、それには米一二四九俵三斗七升七合三夕、金一二両、代物二七貫七十一文(新畑野錢共)という具体的な数値がみられ、この当時の納入年貢額の総体を窺わせる貴重な史料となっている。

②年貢皆済状の発給年月日と皆済対象年との関係(Ⅱ超過年数)をみると、万治四年(一六六一)を例外として、寛文六年(一六六六)まではほぼ一年遅れではあるが、毎年皆済状が出されていた。ところが、それ以降は数年分をまとめて一通の皆済状で処理することが一般化し、貞享二年(一六八五)八月七日付で出されたものなどは、実に九年分がまとめられている。これをそのままにうけとれ

ば、農民側での年貢納入が遅れていたことを意味するが、逆の面からみれば、旗本大久保氏側の年貢收取機構の弱体化、あるいは皆済状などの文書発給能力の低下ということをも意味していよう。また、さきにみた数年間にわたる年貢請負制というものも考慮に入れなければならないであろう。

③年貢皆済状の宛名が、いずれも名主個人名で村落名でないことも大きな特色である。これはさきにみた赤尾村の階層構成で、名主半三郎が圧倒的な優位に立っていることから首肯できるのであるが、こうした皆済状の書式は、旗本大久保氏が名主を通してのみ村落を把握しえたという状況を示しているよう。なお、図書、伝兵衛、半三郎は、いずれも当時の林家の当主である。

このように、年貢皆済状の面からみても、大久保氏の赤尾村支配はかなり大雑把なものであったことが推測されるのである。

四 年貢納入の実態

旗本大久保氏の支配した赤尾村の年貢について、割付状、皆済状をもとにその概略をみてきたのであるが、本項では具体的な史料の残る元禄期を中心に、より詳細な年貢納入の実態を究明し、その特色を見出していくことにしたい。

一般に旗本領の年貢は、本年貢以外にも様々な名目で負担が課せられ、また納入方法も複雑なものが多い。林家に残された元禄期の年貢関係史料は点数こそ多いが、ほとんど請取などの一紙証文で、

売 り 証 文 一 覧

米 数	金 額	米 価	決済期日	利 子	備 考
(記載ナン)	56両2分	其時々相場	来霜月	(記載ナン)	No. 5724 阿久津は大久保勘三郎内、地頭大久保忠行裏書あり
228俵	(記載ナン)	(記載ナン)	来10月	(記載ナン)	No. 5648 年貢取立次第川越迄付送り
270俵	(記載ナン)	(記載ナン)	来10月	(記載ナン)	No. 2692 年貢取立次第川越迄付送り
90俵	20両	10両=付45俵	来申10月	(記載ナン)	No. 5670
135俵	30両	10両=付45俵	申10月	(記載ナン)	No. 2663 11月以降は10両=付46俵
450俵	元金100両	極月20日頃相場	酉霜月	金10両=付8俵	No. 2691 御入用次第川越迄付送り
94俵6分	22両	10両=付43俵	来酉10月	(記載ナン)	No. 2655
(86俵)	20両	10両=付43俵	来10月	(記載ナン)	No. 2650 米ハ坂戸町迄出ス
450俵	元金100両	極月20日頃相場	来戌霜月	10両=付8俵	No. 2693 河越町ニ而急度相渡
450俵	(記載ナン)	極月20日頃相場	来亥霜月	10両=付8俵	No. 5652 入用次第川越迄付送り
(86俵)	20両	10両=付43俵	亥霜月	(記載ナン)	No. 2662 此方之馬ニ而御宿所迄付送り
(43俵)	10両	10両=付43俵	亥霜月	(記載ナン)	No. 2654
450俵	元金100両	極月20日頃相場	子霜月	10両=付8俵	No. 2694 御入用次第川越迄付送り
34俵148合	8両	10両=付43俵	子極月	(記載ナン)	No. 5678 目的は御地頭為御用金
(86俵)	20両	10両=付43俵	10日 前 来10月中	(記載ナン)	No. 2647 金谷村迄出ス
86俵	20両	10両=付43俵	来子11月	(記載ナン)	No. 2646 金谷村迄付出ス

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

相互の関連性を把むことがむずかしい。そのため、以下の記述においてはできるだけ書式の似たものをグループ化し、それらの関連性のもとに当時を復元しようとしたが、随所に矛盾、不明な箇所ができてしまったことを、あらかじめお断りしておきたい。

(1) 年貢米の前売り

林家の年貢関係史料の中でもっとも特色のあるのは、年貢米(蔵米)の売渡し証文であろう。この証文は、いまだ取立て以前の年貢米を担保として、川越、坂戸などの金主(恐らく穀商人)から金子を借用し、年貢米が名主の手に集められると、該当部分は領主の手に渡らず直接金主に返済されるような内容となっている。こうした性格の証文を、年代順にまとめたのが第五表である。この表をみていくと、年貢米の前売り証文にも文書の形式からみると、次の三つの種類があったことがわかる。

(イ) 借入金方式

この方式は、旗本大久保氏が村方の名主、組頭と連名して直接に年貢米を前売りするもので、具体的には延宝五年(一六七七)の次のような証文がある。

〔史料四〕

米之前金請取申手形之事

金子合五拾六両貳分ハ

江戸小判也

第5表 年 貢 米 前

No.	年 月 日	標 題	文書発給者	買 請 人 (金主)	口 入 (証人)
1	延宝5巳 4. 4	米之前金請取申手形之事	阿久津助右衛門外赤尾村名主組頭10名	水村甚左衛門	紫竹村庄太夫
2	元禄3午 3. 29	預り申米之事	名主半三郎外1名	松木平三郎	川越北町彦兵衛
3	元禄3午 極 25	預り申米之事	名主半三郎外1名	松木市兵衛	河越北町彦兵衛
4	元禄5申 2. 18	売渡シ申申ノ蔵米事	売主半三郎外1名	高倉村勘左衛門, 長三郎	坂戸町藤左衛門カ
5	元禄5申 4. 22	売渡申申ノ御蔵之米	売主半三郎外3名	川越北町彦左衛門	川越北町武大夫
6	元禄5申 極 22	預り申米之事	半三郎外1名	松木市兵衛	河越町平四郎
7	元禄5申 12. 24	売渡シ申西ノ蔵米之事	売主半三郎外2名	高倉村勘左衛門, 長三郎	坂戸町藤左衛門
8	元禄6酉 2. 19	売渡シ申蔵米之事	売主半三郎外1名	□村八郎左衛門	坂戸町勘右衛門
9	元禄6酉 極 22	預り申米之事	名主半三郎外6名	松木市兵衛	河越北町平四郎
10	元禄7戌 極 14	預り申米之事	半三郎外6名	松木市兵衛	川越北町平四郎
11	元禄8亥 2. 27	売渡シ申蔵米之事	売主半三郎外3名	かな谷村小高勘助	高坂町七兵衛
12	元禄8亥 2. 28	売渡シ申蔵米之事	売主半三郎外2名	坂戸町源右衛門	坂戸町勘右衛門
13	元禄8亥 極 9	預り置申米之事	半三郎外5名	松本市兵衛	川越北町平四郎
14	元禄8亥 極 20	売渡シ申米之事	売主半三郎外1名	高坂町福田伝兵衛	(記載ナン)
15	元禄8亥 極 25	売渡シ申蔵米之事	売主半三郎外4名	金谷村勘助, 七三郎	高坂町七兵衛
16	元禄8亥 極 28	売渡シ申蔵米之事	売主半三郎外4名	かな谷村小高勘助, 同普八郎	高坂町七兵衛

注 1) 備考欄のNo.は、林家典拠文書番号である。 2) ()を付した記載は筆者が計算などで求めたものである。

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

右之金髓請取申所実正也、来ル霜月、知行所赤尾村蔵米、其時々相場次第米数相渡シ可申、たとへ何様之儀出来共、少も相違申間敷、為其御地頭裏判被致、為後日仍如件

延宝五年巳ノ四月四日

「大久保勘三郎内」阿久津助右衛門

水村甚左衛門殿

組頭 次右衛門
太郎兵衛
角左衛門
長左衛門
八郎右衛門
治兵衛
八左衛門
喜右衛門
弥五兵衛
紫竹村口入 庄 太夫

「表書之通少も相違有間敷」

(大久保) 忠行

(林家文書No.五七二四)

この証文入主の筆頭にある阿久津助右衛門は、「大久保勘三郎内」と異筆で注書がつけられているが、元禄期の史料では大久保氏の家老職として登場してくる。この証文が大久保氏の主体的な意志によって出されたものであることは、当主大久保忠行の裏書があること

によつても確認できる。さらに赤尾村名主半三郎と次右衛門以下九名の組頭が連印し、最後にこの貸借の仲介人となつた紫竹村(現川島町)の庄太夫が名を連ねている。一方、借用の相手である水村甚左衛門は、川越城下喜多町の名主を勤めた有力町人と考えられる。すなわち、この証文は標題からも明らかのように、旗本大久保氏が知行地の農民(名主・組頭全員)と連署して、当年分の赤尾村の年貢米を抵当(前売り)に、金五六兩二分を借りたものである。米の数量が記入されていないのは、来る霜月の米相場によつて決済されることになつていたからであろう。これは、金子借用に重点を置いた証文といえ、今のところ一点しか確認されていない。

(四) 預り米方式

これは現存の史料では、元禄三年からみられるものである。はじめは第五表からもわかるように、米俵数、決済期日などだけを記したものであつたが、元禄五年のものからは売買(史料上は「預金」)金額、米価、利子など詳しい条件が記されるようになっていゝ。いま一例を掲げると次のとおりである。

〔史料五〕

預り申米之事

合米四百五拾俵者御蔵発也

右之米、赤尾村御蔵ニ預り置申所実正也、懸者大久保勘三郎金子入用ニ付、知行所之米払代金不残請取申、何時成共其元米

御入用次第、川越迄附送り相渡シ可申、為後日仍而如件

元禄七年

赤尾村

戌ノ極月十四日

米預り主半三郎

同 七之助

同 源右衛門

同 徳左衛門

同 七右衛門

同 庄兵衛

松本市兵衛殿

同 弥五兵衛

川越北町
証人

同 平四郎

右者元金百兩預り、米四百五拾俵之証文入置申、利足之儀者、金拾兩ニ付米八俵ツ、ニ相定申、来ル亥ノ霜月中、右之金高ニ米急度相渡シ可申、相場之儀者、極月廿日前後之相場ニ勘定可申、為後日如件

元禄七年

赤尾村

戌ノ極月十四日

半三郎

七之助

源右衛門

徳左衛門

七右衛門

庄兵衛

弥五兵衛

松本市兵衛殿

平四郎[㊟]

(林家文書No.五六五二)

約束ニ而、前金売渡シ申付、此米来ル十月中ニ払可被申付、
為後日如件

元禄七年

戌ノ十二月廿五日

大山源内[㊟]

半三郎殿

(林家文書No.五六三〇)

この証文は、二つの部分からなりたっている。前半部分は、旗本大久保氏の金子入用のために、松本市兵衛へ知行所赤尾村の蔵米四五〇俵を売払い代金を受取ったこと、そして「何時成共其元米御入用次第、川越迄附送り相渡シ可申」ことを確約している。この部分でみる限り、米は松本市兵衛には渡されていないが、赤尾村の郷蔵に保管されていたように読み取れる。ところが、後半部分ではそれが否定されてしまう。すなわち米四五〇俵の代金(借用金)は元金として一〇〇両であったこと、利息は一〇両につき米八俵と決められ、返済は翌元禄八年の霜月中に米で行い、極月二〇日前後の相場で決済することになっている。このように元禄七年の預り米証文は、赤尾村名主半三郎外六名のもが旗本大久保氏のために、翌年の年貢米を抵当にして金子を借用した時のものであることがわかる。

書式上からみると、さきの借用金方式では差出人の筆頭にあった家老の名前がなくなり、村方が金子借用行為の前面に出てきていることが注目される。さらにこの取引きについては、預り米証文から一日後の同月二五日付で、旗本用人大山源内の次のような証文があり、文書上は旗本の後日決裁となっていたこともわかる。

[史料六]

前金手形之事

一金百両[㊟]、此米四百五拾表書入、利足ニ金拾両ニ付八俵ツ、之

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

すなわち、この預り米方式はかなり村方の主導、あるいは慣例化したものとして行われていたようにみえるのである。第五表のNo.二、三、六、九、一〇、一三がこの方式に相当し、一回の取引き金額が大きいのが特徴である。また、金主の松木らは、備考欄の米の送先が川越となっていることから、いずれも城下町川越の穀商人と考えられる。

(イ) 前金売渡し方式

この方式の証文は、現存の文書では元禄五年からみられるもので、第五表からもわかるように、相手がいずれも赤尾村近在の金主であり、額も比較的小さいことに特色がみられる。いま一例を掲げると次のとおりである。

[史料七]

売渡シ申申ノ蔵米之事

一金子拾両ニ付蔵米四拾五俵之直段ニ相定、金子式拾両為前金
と只今慥ニ請取申処実正也、此米合九拾俵来ル申ノ十月ニ者

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

不残急度相渡可申付、自然日損水損御座付とも、於此米ニハ遅々仕間敷付、為後日仍如件

元禄五年

申ノ二月十八日

赤尾村

売主 半三郎

同村

徳左衛門

坂戸町

藤左衛門

高倉村 勘左衛門殿

長三郎殿

(林家文書No.五六七〇)

この形式の証文の内容上の特色は、標題にも「売渡」ということが明記され、売却米価も具体的な数値が記されていることである。同じ蔵米を抵当にした金子調達方法であっても、(イ)の場合には借金に重点があり、(ハ)は蔵米の売却に重点をおいた証文のようである。

以上、残された証文に則して、未収納の蔵米を抵当とした旗本大久保氏の金子調達方法をみてきた。これは、従来から研究されてきた旗本知行所の年貢納入方法の中で、どのように位置付けられるのであるのか。蔵米に重点をおいて考えれば、年貢米の地払いということになる。一方金子調達ということからすれば、特に(ハ)の証文は、表面上は旗本が関与せず、村方の名主・組頭層が旗本へ金子調達をする

ために自らの責任において蔵米を前売りしているのだから、先納金ともいえる。こうした問題を考えるためにも、前売金として村方に入った金子が、どのようにして旗本に上納されたのかを、次にみておこう。

(二) 前売金の旗本への上納

第6表 旗本大久保氏前金請取証文一覧

No.	年 月 日	金 額	対象年貢	米 価 (10兩=付)	出 典
1	元禄6酉 12.28	20兩	戌物成	43俵	No. 5625
2	元禄7戌 正 17	5	戌物成	43	No. 5676
3	元禄7戌 4.朔	10	戌物成	43	No. 5642
4	元禄7戌 4.12	20	戌物成	43	No. 5675
5	元禄7戌 4.28	15	戌物成	43	No. 5647
6	元禄7戌閏5. 2	2	戌物成	43	No. 5687
7	元禄7戌閏5.23	10	戌物成	43	No. 5658
8	元禄7戌 6.18	10	戌物成	43	No. 5680
9	元禄7戌 7. 6	15	戌物成	43	No. 5655
	(小 計)	(107兩)			
10	元禄7戌 12.28	50.1分	亥物成	43	No. 5661
11	元禄8亥 3. 2	10	亥物成	43	No. 5672
12	元禄8亥 4.13	38	亥物成	43	No. 5643
13	元禄8亥 7.11	10	亥物成	43	No. 5654
	(小 計)	(108兩1分)			
14	元禄9子 7. 3	23	当暮物成	13兩ハ43俵 10兩ハ42俵	No. 5646
15	元禄9子 7.25	5	子物成	41	No. 5668
	(小 計)	(28兩)			
16	元禄10丑閏2.29	10	丑物成	42	No. 5710
17	元禄10丑 7.11	10	(記載ナシ)	40	No. 5686
18	元禄10丑 7.17	15	(記載ナシ)	40	No. 5635
	(小 計)	(35兩)			

(出典の No. は林家文書の番号)

赤尾村名主・組頭の名前で前売りされた蔵米の代金は、どのようにして旗本大久保氏の手にわたったのであろうか。このことを証する史料は「米前売金請取」「請取」あるいはこれに類似した標題をもつて、元禄六年以降多数残されている。それらを前売りされた年貢ごとにまとめたのが、第六表である。また、書式の一例をあげると次のようである。

〔史料八〕

請取

一金式拾両者、慥請取所実正也、右是者、来戌ノ物成前売金也、
戌ノ暮ニ拾両ニ付米四拾三俵之直段ニ而、金本方払可被申付、
為後日仍如件

元禄六年

酉ノ十二月廿八日

名主

半三郎方

大山源内[㊟]

(林家文書No.五六二五)

この種の証文は、第六表にみられるように四年分の年貢米(蔵米)について、完全に残されているとは思えないが一八通現存している。そのほとんどの内容は、「史料八」に掲げたように、請取金額、抵当対象年貢、米価などを記した堅切紙のごく簡単な内容のもので、差出人は、旗本用人大山源内、また請取人も名主半三郎ですべて一致している。渡された時期(請取の年月日)をみると、前年の一二月から当年の七月頃までかなりの回数にわたっている。

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

この前金請取証文とさきの前売証文とを合わせてみると、ほとんど一致するものがない。このことについては確たる理由を見出せないが、おそらく名主半三郎のところで何んらかの操作が加えられていたものと思われる。次に紹介する前金請取証文(第六表のNo.一〇)は、こうした中で数少ない例外であり、さきの〔史料五〕元禄七年極月一四日付で松木市兵衛へ預けた蔵米四五〇俵の代金一〇〇両に関するものと思われる。

〔史料九〕

亥之物成前金請取之覚

一金五拾両者分者、亥之物成為前金請取申所実正也、来亥ノ
暮ニ拾両ニ付四拾三俵之直段ニ而金主方へ可相渡候、為其如
此ニ付、已上

元禄七年

戌ノ十二月廿八日

半三郎殿

大山源内[㊟]

(林家文書No.五六六一)

さきの証文によれば赤尾村へは一〇〇両が入っていた筈であるが、実際にこの時には五〇両一分しか旗本へは渡されていなかったようである。同様の証文は前年元禄六年にもあり(No.五六二七)、この時は払米の不足から一〇〇両のうち五一両一分余の分が買納めに廻さ(れている)。

さて、この前金売という借金方法は一年間にどのくらいあったの

第7表 元禄8年前金方利息金払覚

No.	相 手	本 金	利 息
1	川越町 平兵衛	100両	20両
2	青木村 宝生寺	30両	6両1分800文
3	高倉村 勘左衛門	30両	6両
4	かない村 勘 助	20両	4両
5	野本村 又左衛門	10両	2両
6	高坂村 伝兵衛	20両	5両
7	坂戸町 源右衛門	10両	2両2分
	合 計	220両	45両3分800文

(林家文書 No. 5650「亥ノ年前金ノ方利足金払之覚」より作成)

であろうか。第六表では元禄七年が一〇七両、元禄八年が一〇八両一分、元禄九年が二八両、元禄一〇年が三五両となっている。もちろんこれがその年のすべてではなかったであろう。第七表は、元禄八年極月二八日に作成された勘定書から、その年の前売分の本金と利息を書上げたものである。

る。林家文書の中には数こそ少ないが、元禄九・一〇年に実際の年貢収納時における在払いとみられる史料が残されているので、以下これらを検討してみよう。現在判明するのは第八表の三例にすぎないが、文書の様式は次のようなものである。

〔史料一〇〕

丑ノ物成請取

一金八拾兩^⑨髓請取申所実正也、右是者丑

ノ物成米払金也、但直段者金拾兩ニ付

貳拾五表替也、為後日請取仍如件

元禄拾年丑ノ十二月十五日

大山源内^⑩

半三郎殿

(林家文書 No. 5707)

これによれば本金は二二〇両、利子は四五両三分余にのぼっている。さらにこの勘定書では、本金については金一〇両に付米四三俵の値段で決済し、利息は翌年の物成米から支払うよう指示されている。このように、さきの第五表の前売証文には明記されていなくても、ほぼ元金の二割にあたる額が利息として加算されているので、それを支払うためにまた前借りをするという複雑な経過をたどっていたようである。

(2) 年貢収納時の払米

いままで述べてきたのは、年貢米の在払いの一形態ではあるが、実質的には年貢米を抵当に入れた借入金という性格が強いものである。

これは前項でみてきたものと同じように、旗本用人の物成の請取であるが、「丑ノ物成米払金」と明記され、时期的にみても前売りとは区別される。この場合、半三郎は払米を直接引請けたのか、他の穀商人との仲介に立ったのかは明らかでない。売買内容の特色をみると、前売りに比べ米価の変動が大きいこ

第8表 年貢収納期の在払い

No.	年 月 日	標 題	対象年貢	米 価 (10兩ニ付)	代 金	俵 数	出 典
1	元禄9子11. 7	請 取	子物成	31俵	10両	31俵	No. 5673
2	元禄10丑 9. 7	丑ノ物成請取	丑ノ物成	34俵	10両	34俵	No. 5667
3	元禄10丑12. 15	丑ノ物成請取	丑ノ物成	25俵	80両	200俵	No. 5707

(出典の No. は林家文書の番号)

とを指摘できる。しかも、金一〇両に付二五〇三四俵と、比較的高米価になっているのである。これに先述した二割の利子を考えると、前売りをしないで収納時に在払いした方が、旗本にとっては有利であったことと思われる。しかし、それにもかかわらず多数の前売証文が残されているということは、年貢米を収納してから売却するという、もっとも正常な方法をとることができない程に、旗本財政が逼迫していたことを意味しているであろう。

(3) 年貢廻米

年貢米の収取方法としては、前述の前売りや在払いはやや異例に属するもので、大久保氏知行分の赤尾村でも現物納入・廻米が行われていた。第九表として掲げたものは、元禄七年から一〇年にかけての田畑物成納帳によって、現物納入高を各年月別に集計したものである。この表に現われた数字は、すべて現物で領主のもとに送られたものだけが記されている。第九表によると、廻米の時期は九月から翌年二・三月頃までで、そのピークは一一・一二月であったことがわかる。また、廻米量は年毎にかなり変動し、一〇〇〇〜三五〇俵の間である。輸送方法はこの表にはいちいち出していないが、納帳によると舟(舟米)と陸路(岡付)が併用されていた。舟米は元禄七年十一月六日の例でいうと、一度に二五〇俵を積出しており、大量の廻米がなされている。これに対し岡付の場合は、三俵あるいは六俵宛という記載が多く、少量を馬の背などで運んだものと思わ

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

第9表 年月別廻米量の変遷

年 月	元禄7戊	元禄8亥	元禄9子	元禄10丑
8				28俵
9	21俵			23
10	32	24俵	78俵	36
11	253	33	200	20
12	39	166	57	
翌1	3	3	4	
2	15	5	9	
閏2			7	
3	3			
4				
5				
6				
7				
計	366俵 内舟米2回 284俵	231俵 内舟米1回 120俵	355俵 内舟米2回 264俵	107俵 舟米なし

(各年「田畑物成納帳」より作成)

れる。ほとんどの場合一回の俵数が三の倍数になっているので、一駄^{II}三俵であったのだろう。
さて、これらの輸送経路であるが、舟米については元禄二年の次の証文が貴重な手がかりを与える。

〔史料一〕

指上申御手形之事

一大久保勘三郎様御知行所あかお村巳ノ御年貢米五拾表、^(赤尾) 礎^(俵) 我等請取申所実正也、是ハ上乘なしニ我等請取、江戸御屋敷

迄無相違相渡シ可申^(自然)、しせん何様之儀御座^(自然)、我等埒明可申^(自然)、為後日手形仍而如件

元禄二年巳ノ

十一月廿四日

鳥羽谷川岸

問屋 佐次兵衛圓

あかお村

半三郎殿

まいる

(林家文書No.五八〇二)

これは鳥羽谷河岸の問屋佐次兵衛が、赤尾村の年貢米五〇俵を旗本大久保氏の江戸屋敷まで運送することを請負った証文である。鳥羽谷は鳥羽井のことと思われ、現在は川島町に属し荒川右岸に位置している。この河岸については、元禄三年二月、「駿河国・伊豆国外関東八ヶ国所々御城米運賃改帳(抄)」、『新編埼玉県史』資料編15)

第10表 餅米等納高の変遷

種別	年	元禄7年	元禄8年	元禄9年	元禄10年
餅	米	41俵	5俵	45俵	11俵
糯	大豆	4俵 1石	16俵	6俵	2分
大金	斗升	5 3			

(各年「田畑物成納帳」より作成)

にも「戸羽谷川岸」として記載されている。赤尾村からはやや距離があるが、ここまで陸路で運び一気に荒川を下って江戸屋敷へ送ったのであろう。一方岡付については、送付先や経路のわかる史料がないが、村明細帳によれば江戸迄の距離は一四里であった。
なお、この田畑物成納帳には米以外にも第一〇表にみるように、餅米・糯・大豆などが若干記入されて

いる。この中では餅米の占める割合が大きく、少量宛岡付で運ばれるのが一般的であったようである。

以上のことにより、元禄期には前項までに検討した年貢米の前売りが盛んであったとはいえ、それに並行して旗本の直接消費とみられる米穀が、水陸の運送手段によって廻米されていたこともわかる。

(4) 元禄一〇年分の年貢米勘定

これまで数項にわたって、断片的に残されてきた年貢米前売りあるいはその上納金請取、または年貢廻米の文書を類型的に集め、その中から旗本大久保氏知行所赤尾村の年貢納入のあり方を推察しようとしてきた。その結果、年貢米前売りや廻米の概況を把握することはできたが、相互の関連あるいは一年間の全体的な数量などについては不十分であった。ここで紹介しようとする文書は横長仮綴3丁のもので、表紙はなく、一丁目の最初の行に「目録」と書かれ、以下第一一表のように項目別に年貢米の動きをまとめたものである。作成関係は、寅二月二二日に丑年分物成の勘定について、名主半三郎以下組頭一名が連署して報告しているが、宛名はない。まずこの「寅」年をいつにあてるか、すなわちこの文書の作成年代を推定しておかなければならない。名主半三郎が登場してくるのは、第四表の年貢皆済状の宛名欄からみて寛文一一年(一六七一)以降である。その後の寅年としては、延宝二年、貞享三年、元禄一一年の三つが

第11表 元禄10年分赤尾村年貢米勘定目録

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

No.	金額	俵数	名目(相手)	備考
1	50兩	200俵	百姓石代金	
2	30	27	高倉村 勘左衛門	{10兩 払6俵 勘左衛門 10兩 払6俵 高坂 忠右衛門 } 判形は1口 10兩 払15俵 飯能町 八左衛門 内30兩ハ子ノ極月借り申ひ, 別紙ニ御判形請取置申ひ 右之米文左衛門小作致引取ニ留置申ひ 右之米宇兵衛方ニ相渡シ置申ひ ※庄兵衛は組頭 ※弥次右衛門は組頭
3	130	166	川越本町 平兵衛	
4	20	12	かな屋村 勘助	
5	10	6	野本村 又左衛門	
6	10	6	今泉村 善右衛門	
7	20	30	高坂町 伝兵衛	
8	10	6	坂戸町 源右衛門	
9	10	10俵1升	塚越村 七郎兵衛	
10	20	20	青木村 宝珠寺	
11	20	30	赤尾村 庄兵衛	
12	20	30	同村 弥次右衛門	
小計	(350兩)	(543俵1升)		
13		20	阿久津助右衛門	是ハ家老切米
14		10	名主給	
15		27	半三郎取◎	是ハ夏中御扶持方ニ送申ひ
16		2	川越北町 平四郎	是ハ金子口入致ひニ付被下ひ
17		2	さいれい米	是ハ毎年まつり米被下ひ
18		3	山廻り給	
19		3	定使給	
20	80	200	御払米	是ハ坂戸甚右衛門ニ売申ひ, 此金ハ八拾兩御地頭様へ納申ひ
21	10	30	御払	買主 右同人
22		150		是ハ江戸御屋鋪江送申ひ
23		40		同断
小計	(90兩)	(487俵)		
合計	(440兩)	1030俵1升		

一九

(丑ノ御物成 1117俵1斗5升 上記払米合計 1030俵1升 残而 87俵1斗4升 百姓未進
 林家文書 No. 2565「目録」より作成)

考えられる。また第一一表の一から一二の項目の右肩には、すべて「先殿様御判形取置申付」という注書がつけられている。すなわちこの文書は領主の交替、あるいは代替りの時に作成されたものと推定されるのである。ところが、さきの三つの年号のいずれも代替りの可能性はなく(一「赤尾村と旗本大久保氏」の項参照)、結局この文書は、元禄一年に大久保氏が知行替えされた時に作成された、その前年分の年貢米勘定目録であることが判明する。

さて内容をみていくと、項目一〜一二と一三〜二三との二つに大きく分けられるようである。

項目一〜一二については、すべて「先殿様御判形取置申付」という注記があり、何らかの証文が大久保氏から出されていたことがわかる。項目一は百姓石代金とあるが、これは当村の年貢取方法が村高に年貢率をかけて、形式上はすべて米で収納する方式であったために、畑方年貢を意味しているものと考えられる。この場合、畑方の年貢は二〇〇俵とされ、その石代金として金五〇両が上納されているので、換算米価は金一〇両に付米四〇俵となる。項目二以下は、いままで詳しくみてきた年貢米の前売りに相当するものである。取引相手は川越城下町および近村の穀商人と覚しきものであるが、項目一・一二では村内の組頭庄兵衛、弥次右衛門などもみられる。この両人は、元禄五年の持高が四〇石以上の有力農民であった(前掲第三表)。ただこの項目二〜一二の数値の中で従来述べてきたことと大きく異なるのは、米価が異常に高く、中には一両一石

という数値までみられる。これが本来的な売払価格とはどうしても考えられず、知行替にあたっての勘定ということから特殊な事情が加わったものと推測される。

ついで後半の項目一三〜二三を検討しよう。これらは、丑(元禄一〇年)の年貢納時期に現米で納められた部分である。内容をみると、項目一四の名主給をはじめ、さいれい(祭礼)米、山廻り給、定使給など村方への支出、さらに家老阿久津助右衛門には二〇俵の切米が渡されている。項目一六の川越北町平四郎への二俵は「金子口入」、すなわちさきに預り米方式の項でみたように、前売りの口入(仲介)人となっていたので、その謝礼として年貢米の中から支給されていたのであろう。項目一三〜一九まで、これら諸給与分とみなされるものが合計六七俵にのぼる。項目二〇・二一は坂戸町甚右衛門への年貢納入時期の払米で、金一〇両あたり米二五俵から三〇俵

第12表 元禄10年赤尾村年貢米構成

No.	名目	年貢俵数	構成比
1	石代金	200俵	17.9%
2	前売米	343俵1升	30.7
3	払米	230俵	20.6
4	廻米	190俵	17.0
5	諸給与	67俵	6.0
6	未進	87俵1斗4升	7.8
	計	1117俵1斗5升	100

(第11表より作成)

の価格である。このうち項目二〇の売払いについては、前掲「史料一〇」が関連文書である。一方、旗本江戸屋敷への廻米は、項目二二・二三の二件で都合一九〇俵にのぼっている。いま、第一一表をより簡潔にまとめると第一二表のごとくになり、赤尾村での一年間の年貢

米の動きの大略を把握することができる。これによれば、前売りと
払米の合計は全体の五〇%を超えている。また、石代金も元来それ
に相当する現米が存在しないのだからこれを除外すると、さらに比
率は六二・七%にも達する。一方、百姓の未進が八七俵余あるが、
これは四ツ八分という高率年貢賦課に対する百姓負担の限界を示す
ものであろう。⁽¹⁰⁾

五 諸負担

いままで述べてきたところは、米を中心としたいわゆる本年貢に
ついてであったが、実際にはこのほかにもさまざまな形態の負担が
知行所農民にかけられていた。

(1) 小物成・現物納

まずとりあげられるものに、前掲第二表の元禄十一年三月の赤尾
村田畑構成にみられる新畑六町五反余に課せられた鰹二〇貫余があ
る。赤尾村の場合、しばしば述べてきたように本畑については、年
貢割付の上では米納（実際は石代納）されていた。しかし、この六
町五反余は寛永二〇年（一六四三）に旗本大久保氏によって検地打出
された新畑で年貢は直接銭納化されていたようである。また、同表
にある野六町七反余に課せられた八両は、『武蔵田園簿』にみられ
る野永四貫文がもととなっているものであろう。ともに大久保氏時
代を通じて課せられたものと思われる。

元禄期旗本知行所の年貢（重田）

このほか現物納の請取も二、三みられる。例えば、元禄三年の五
月から六月にかけて真木一八五一束、竹一六五本、はしこ二丁が舟
で届けられ、大山源内の請取状が残されている。林家文書 No. 五六六
四「真木請取」。ついで同年十二月には杉、栗丸太二一本が伝馬馬
屋の道具として調達され、代金合三分が支給された。林家文書 No. 五
六四五「覚」。さらに元禄五年八月には、木綿二二端^(尺)が調達され、
代価は四貫一五〇文とされている。林家文書 No. 五七二二「覚」。後
の二者については、一応の代価が定められているが、百姓の役負担
であったことには変わりはないであろう。断片的な史料とはいえ、
木綿の場合などは当村の元禄期における生業の一端をうかがわせる
貴重なものである。

(2) 夫役・夫銭

ついで夫役・夫銭についてみておこう。これについても断片的な
史料であるが、延宝二年（一六七四）の出入に関する次のような文書
が残っている。

〔史料一〕

一十郎左衛門殿人馬多ク遣被申^由とて、惣百性^(姓) 且那江訴状を

以申上^由所^ニ、我等共兩人内所^(証)ニ而訴状之通致穿儀^由、申所

役等之儀^由間尤^ニ存、訴状之通以後人馬一切出し申間敷^由、

就夫十郎左衛門殿、惣百性^(姓)にくきもの^(證)ニ被思召、御むりなる

あた被成^(由)いへ、以後却而迷惑仕^由申^由、尤左有間敷事^ニ

存い、殊ニ郷中以後之儀、十郎左衛門殿万事御構有間敷い間、若以後御非分成事と存い儀有之いハ、名主方へ申い而江戸へ可申越い、其節之穿儀ニ可及い間、其通御存可被申い、尤我等爰元へ令在合い間如斯い、以上

延宝貳寅ノ年四月三日

阿久津助右衛門

赤尾村惣百性中

秀仁(花押)

名主 半三郎殿

(林家文書No.五七二一)

この文書は十郎左衛門という人物の人馬の遣い方がひどいので、

「旦那」(旗本大久保忠行)へ村方から訴え出たことに対する地頭所役人阿久津助右衛門の裁許手形である。非法を働いたとされた十郎左衛門について詳しいことはわからないが、「殿」付で呼ばれ、丁寧な敬語が使われているところを見ると、大久保氏の一族かとも思われる。この手形では、けっきょく村方の願出が全面的に認められ「訴状之通以後人馬一切出し申間敷い」とされたのであった。なお、これ以前のことについては、たとえば寛文元年(一六六一)の五人組法度書(林家文書No.三四九二)では、第二条目に「諸役伝馬以下中間ニて高下なき様ニ可仕い事」と記され、現夫の調達が命ぜられていた。この延宝二年の裁許によって現夫の徴収は廃止され、以後は代錢納化されたものとみられる。翌延宝三年には、次のような部(夫)錢の請取が残されている。

〔史料一三〕

部錢請取

赤尾村御拝領高七百四拾九石、此部錢拾壹兩壹貫八拾三文(夫)ニ請取申い、但百石ニ付壹兩貳分ツ、也、為後日請取仍如件

延宝三年

阿久津助右衛門 秀仁(花押)

卯ノ九月廿四日

赤尾村名主

半三郎方

惣百性中

(林家文書No.五六二九)

すなわち、夫錢として高一〇〇石に付金一兩二分の割合で、總計金一一兩と錢一貫八三文が徴収されたのである。以後、夫錢に関する史料は残っていないが、当然負担は続いたものと思われる。

(3) 御用金・調達金

旗本知行所の本年貢以外のものとしては、御用金に代表される各種の臨時調達金もよくみられるものである。元禄期赤尾村の場合、現存の史料からみると第一三表に掲げた三例が文書の表現上からはそれに相当する。これらはいずれも大久保氏の用人大山源内が差出した請取証文で、No.一、二のものには当主大久保忠行の裏書があり、「旦那入用」という文言と共に、これが大久保氏に徴収された臨時の用立金であることが確認できる。一例を示すと次のようである。

〔史料一四〕

第13表 御用金・調達金

No.	年月日	証文主	宛名	金額	利息	返済期	備考
1	元禄 6. 極 23	大山源内	半三郎	39両	2割	(記載ナシ)	No. 5669 忠行裏書有
2	元禄 7. 正 10	大山源内	半三郎	20両	(2割5分)	当 暮	No. 5651 忠行裏書有 半三郎は青木村の借用
3	元禄 8. 6. 25	大山源内	林七之助	8両	2割5分	極月10日前	No. 5659 七之助は他借

(備考欄の No. は林家文書の番号)

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

預り申金子之事

合金三拾九兩者 但江戸小判也

右之金者旦那御入用ニ付儘請取、則上ヶ
申所実正也、此金江式割之利足加指引可
被申、為後日仍如件

元禄六年酉ノ極月廿三日 大山源内[㊟]

半三郎殿

〔表文之通無相違、以上
(大久保) 忠行[㊟] 一

(林家文書 No. 五六六九)

この調達金は、第一三表からもわかるよ
うに、いずれも二割から二割五分の利足が
つけられ旗本にとってもかなり厳しい条件
であったようである。しかし管見の範圍で
は、返済に関する証文はみつつかっていない。
一方、これらの金子を調達したのは第一三
表で証文の宛名となった人物だから、No. 一、
二の場合は名主林半三郎、No. 三は半三郎の
分家である林七之助であった。この兩名は、
さきの第三表の説明からもわかるように村
内ではぬきん出た高持百姓であるが、彼ら
とて自らの資金だけで調達したのではな

った。No. 二の場合は隣村の青木村の金主(名前未詳)からまたNo. 三で
も他借して旗本側の要求に承えていたのである。では、この他借と
いうのは実際にはどのような方法で行ったのであろうか。ここで
あげた三例とは直接結びつかないものであるが、前掲第五表のNo. 一四
の例がひとつの手がかりとなる。全文は次のとおりである。

〔史料一五〕

売渡シ申米之事

一 御地頭為御用金前金ニ八両請取申所実正也、此米拾両ニ付キ
直段四拾三俵ニ相定、御藏米三拾四俵斗四升八合、来ル子
ノ極月十日前ニ不残急度相渡シ可申、少も遅々仕間敷、
為後日前金手形仍如件

元禄八年亥ノ極月廿日

赤尾村

米売主 半三郎[㊟]

同村

請 人七之助[㊟]

高坂町

福田伝兵衛殿

(林家文書 No. 五六七八)

これは半三郎が「御地頭為御用金」調達のために藏米三四俵余を
前売りし、金八両を請取ったものである。第五表の他の文書にはこ
うした文言はないが、後述するように藏米を抵当とした金融が広汎
に行われていたことからすると、藏米の前売りと御用金の調達とは
深い関係があったものと思われる。

(4) 種借・旗本貸付金

この二つのものは、本来的にみれば村方の負担ではなく、かえって旗本側が「善意」として村方に提供したものであるが、その運用の仕方によって結果的には負担となる性格のものである。

種借は『地方凡例録』によれば、凶作の時などに翌年の作付のために穀種、麦種などを領主が農民に貸付けることで、普通は三割の利付で三年又は五年位の期間に返済することになっていた。種借の趣旨は勸農を目的としたものであったが、こうした高い利子により、旗本貸付金とともに村方では一度借りてしまうと元金の返済ができず、毎年高い利子分だけをかろうじて返済するような状態が続いていたようである。⁽¹¹⁾林家文書には元禄二年から一〇年にかけて、種借

第14表 元禄3年分諸利息金高

名目	金額	備考
種借利息	14両500文	元金16両3分 元金25両
連判金利息	4両900文	
二五両金利息	5両	
計	24両400文	

(林家文書 No. 5671 より作成)

や貸付金の利子返済の請取証文が多数残されている。これらのほとんどは断片的なもの全体像が判明しないが、幸い元禄三年分については第一四表に示したように一年分の利息の実態がわかる。これによれば三件合せて二四両四〇〇文のほり、村方の大きな負担になっていたことであろう。

旗本貸付金について具体的な事例としては、天和二年(一六八二)極月一日の

文書がある。これについては、同日付のものが二通残されている。

一通は、八左衛門外一名が「御年貢ニ指遣イ」、一人四兩二分から三分程宛、都合二二兩一分を名主半三郎が請人となって拝借したものである。利息は五兩二分三〇〇文で年二割五分となり、借用証文の文言ではこの利子も含んだものが借用金額とされている。証文の宛先は阿久津助右衛門、岩佐三太郎、大山源内という三名の旗本家臣と、さらに「おつほねさま」すなわち旗本家中の女官となっていて、大久保忠行そのものは表面に出ていない(林家文書No.五七三〇「預り申金子之事」)。もう一通の借用証文は、八郎右衛門以下一名の組頭が半三郎を請人に立て連名で金二五兩を同じ相手から拝借したもので、個人ではなく村としての拝借と思われる。利息の額は明示されていないが、翌年霜月には支払うことになっていた(林家文書No.五六二四「預り申金子之事」)。ともあれ、第一四表にある「連判金」とか「二五両金」などというのは、こうした形での旗本貸付金であったと思われる。

六 年貢収取と旗本財政の逼迫

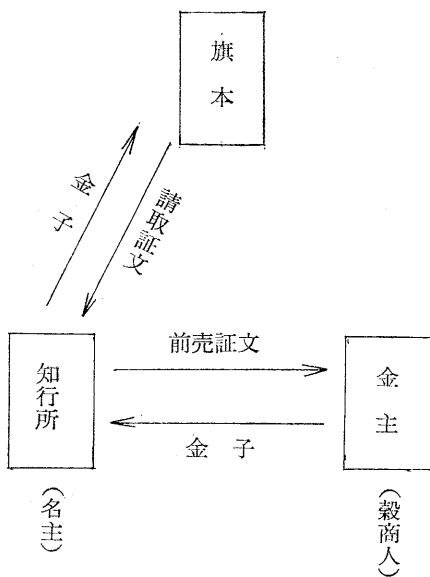
以上、元禄期を中心とする旗本大久保氏の赤尾村での年貢収取に関する史料を具体的に検討し、その特色をとらえようとしてきた。その結果は、一応次のようにまとめることができるであろう。

①年貢の賦課方法は、あらかじめ数年間の年貢率を定めてしまいう百姓年貢請負方式ともいうものであった。

②年貢の納入方法は、多くの場合本年貢米の約三分の二程度を、収納時期にいたる前に前売りという方法で処分してしまいうものであった。すなわち、これは年貢を抵当とした旗本の金子調達方法となっており、名主・村方が旗本と金主(多くは穀商人か)の間に立ち、実際の金子調達機能(年貢先納)を果たしていた。この関係を図示すると、第一図のようになる。

③本年貢以外の諸負担においても、夫役の代銭納化をはじめ金子による徴収が一般化し、貨幣経済の浸透が著しくみられた。

④そして、これは本論ではほとんどふれられなかったことであるが、①と②の特色とは無関係ではなく、②のような形で年貢の前売りをするには、①のような方法によって概算でもよいから、次年度



第1図 年貢米前売りの仕組

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

の年貢額が定められていることが必要であったとみられる。では、このような年貢収取の特色は、どのようなことが原因となつて生じていたのであろうか。年貢米の前売りということが、実質的にみれば年貢の先納という結果になっているのであるから、当然のことながら旗本大久保氏の財政との関係が考えられる。次にこうした観点からみて非常に興味深い、旗本用人大山源内の書状を紹介しておこう。

〔史料一六〕

尚々、正月掛御目、万々可申入^ハ、川越百両元金請取、去年分御持参可被成^ハ、当年分之御請取と引かへ可申^ハ、以上

飛札披見申^ハ、弥以其元別条無御座^ハ由、珍重ニ存^ハ、爰元屋敷中無恙^ハ間、可御心安^ハ

一前金四拾兩御越^ハ、則御判形之御請取被遣^ハ、御請取可被成^ハ

一種借シ分之金六兩、式拾五兩金之利分、外ニ壹兩、三口^ノ之請取拙者方々遣申^ハ間、左様ニ御心得可被成^ハ、御隠居様へ則上ケ申^ハ

一川越百兩ノ請取、内所へ八拾俵之利足之請取へ、春ニ成貴殿御越^ハ刻可遣^ハ段御申故、遣不申^ハ、正月中御越^ハ砌遣可申^ハ

一前方拾兩壹分之前金分、今度四拾兩被遣^ハ、合五拾兩壹分々々

御請取、慥飛脚ニ相渡_レ間、左様ニ御心得可被成_レ、扱々、
当暮ハ豊田ニ而も御用金不足、此方ニ而も御蔵米書入調不申
_レ而、諸事一円ニ不埒ニ而_レ故、扱々難義申_レ間、正月御礼
ニ御出之節、必々四五両も御持参可被成_レ由御意申_レ間、左
様ニ御心得可被成_レ、取込_レ故、早々以上

十二月廿八日

大山源内

正頼(花押)

半三郎殿

御報

(林家文書No.八七八三一一)

この書状は年末詳であるが、年末の慌しい時に書かれたものであ
る。書中「前金四拾両」「川越百両」などの年貢米前売り金、さらに
種借の利子などの受渡しについて詳しく記している。また多摩郡の
知行所「豊田ニ而も御用金不足」と、他知行村との関連もうかがえ
る。そして最後には、このような財政不如意なので、正月の年頭御
礼の時には四、五両必ず持参するようにという要請で書状は結ばれ
ている。

〔史料一七〕

尚々、其元別条無之珍重ニ存_レ、御用金之儀、先書ニ申通
ニ_レ、以上

飛札披見申_レ、暑気甚御座_レ得共、弥御無事御座_レ由、珍重
ニ存_レ、爰元弥別条無之_レ間、可御心安_レ、御用金拾両御越、
則御請取遣申_レ、外ニ調無之_レ付、組中へ調_レ様ニ被申渡

由、尤ニ存_レ、併貴殿御調ニ成申間敷と御申_レても、且那
ニ者左様ニハ不思召_レ、何分ニも御調可成様ニ思召_レ、被越
_レ金子ニ而ハ中々払ニたり不申_レ間、随分と御調_レ様ニ可被
成_レ由、御意ニ_レ、毎年と申なから、今年ほど払ニ_レこまり_レ
事無之_レ、随分と相調_レ様ニ被成可給_レ、賀右衛門之_レ相納
_レ迄、其元ニ置可被成出、尤ニ存_レ

一柳・よし・竹去ル十五日ニ舟着申、則請取舟頭へ相渡シ申_レ、
柳いまた其元ニ可有御座と思召_レ、先年参_レ柳之三ツ巻つニ
而も無御座_レ、其上束もちいさく、くわはんめちかいニ_レ間、
定而いまた其元ニ可有御座_レと御意被成_レ、水気次第ニ残も
可被越_レ由御意ニ_レ、随分と御用金御調可被成_レ由御意ニ_レ、
猶期後音之時_レ、恐々謹言

大山源内

六月十八日

正頼(花押)

半三郎殿

御報

(林家文書No.八七八三一一)

これも年末詳であるが、旗本財政の苦しくなる夏六月のものであ
る。この書状で注目されるのは、御用金一〇両を送金したあと、名
主林半三郎がこれ以上の金子調達はできないので組中でどうにかす
るといつてきたことに対し「貴殿(半三郎)筆者注)御調ニ成申間敷
と御申_レても、且那(旗本大久保氏)ニ者左様ニハ不思召_レ」という
表現である。これは、知行所名主林家の金子調達能力に対する絶大

な信頼、とりようによっては一種の強迫ともいえるものである。さらに「毎年と申ながら、今年ほと払(四)こまり(四)ハ事無(四)ハ」という泣き落しに近い表現もみられる。後半は、藪、竹などの小物成納入に関するものである。

これら二通の旗本用人大山源内の書状によって、当時の大久保氏の財政状況はよく理解できる。年貢米を前売りし、その分をあらかじめ名主半三郎を通して前借する金子調達方法が、いつ頃から始められたのかは明らかでないが、こうした財政逼迫によって恒常化されていったのであろう。年貢米の前売りは、一度実施してしまえば断ち切ることができない性格のものである。また、前売りというものは、さきにもみたようにほぼ二割程度の利子を支払わなければならないから、それだけで旗本の年貢収入は減少してしまう。さらに、払米価格を考えると、旗本が手元に年貢米をかかえておいて、米価の動向をみながら売却するのと比べると、この点でも大変不利であった。

さて、こうした年貢米の前売りという方法は、大久保氏知行所赤尾村にのみ特有なものであったのであろうか。決してそうではなく、次に管見の例を三つほどあげておこう。

事例一 多摩郡蓮光寺村(現多摩市)などを知行した旗本天野氏の場合、元禄一〇年(一六九七)一二月に、翌年の蔵米で勘定する案件で、野津田村(現町田市)与兵衛から金一八兩三分を借りている。

この時の証文の標題は「請取申蔵米前金証文之事」とあるが、旗本

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

用人が直接の金子請取人となり村役人が連署しているので、赤尾村の年貢米前売りの三類型のうちイ借用金方式に近いものである。⁽¹²⁾

事例二 幡羅郡江袋村(現妻沼町)などを知行していた旗本細井氏は、元禄一四年一二月に江袋村作左衛門を通してある金主(人名未詳)から、年貢米を抵当に金七兩を借りうけ、金主への手形は作左衛門から入れるよう命じている。旗本がこうした指示をする事例は赤尾村の場合にはみられないが、年貢米、用立金、金子証文の実質的な動きは、前掲第一図に示した年貢米前売りの場合と等しいと考えられる。⁽¹³⁾

事例三 やや時代は下るが、上野国群馬郡渋川村(現渋川市)などを知行していた旗本小笠原氏は、享保七年(一七二二)五月に知行所の年貢の管理をすべて渋川村の勘右衛門と庄蔵に任せ、兩人から仕送りをするような定書を取り替した。また翌年の二月には、その年の年貢米で返済する条件で、青木勘右衛門から三三三兩の大金を借り受けている。⁽¹⁴⁾ 同様に知行所の年貢米を抵当にして月々賄金の仕送りをうける例は、享保一一年正月の上野国多胡郡神保村(現多胡郡吉井町)などを知行していた旗本溜口氏の場合にもみられる。⁽¹⁵⁾

以上のような事例からすれば、本稿で紹介したような年貢米を抵当とした旗本の金子調達方法は、元禄期の赤尾村にのみ特有なものではなく、かなり一般化した事例といえる。

このようにして、旗本層の経済的不如意から始まったとみられる年貢米を抵当とした金子調達方法は、赤尾村の場合には旗本と村落

第15表 家老阿久津助右衛門切米前売り

No.	年月日	標 題	相手	金 額	決 済 方 法 な ど	出 典
1	延宝 5. 閏12. 26	預り申金子之事	水村甚左衛門	12兩	来午極月中、赤尾村蔵米之内我等切米、其時之相場、証人林半三郎	No. 2690
2	元禄 3. 正 29	前売金手形事	半三郎	1兩 2分	我等午年分米43俵相場前売	No. 5713
3	元禄 4. 7. 晦	金子手形之事	半三郎	1兩	当未我等米前売、直段45俵	No. 5632
4	元禄 6. 6. 朔	金子借用手形之事	半三郎	1兩	当暮米5俵半、あるいは金子	No. 5641
5	元禄 7. 閏 5. 3	米前売金手形之事	半三郎	4兩 2分	当10月我等米20俵(4斗入)前売	No. 5637
6	元禄 7. 12. 24	米前売手形之事	半三郎	{ 3兩 1分 1貫文	来亥年分我等米20俵之内15俵前売	No. 5639
7	元禄 9. 5. 15	毎売金請取	半三郎	1兩	当10月我等給分20俵之内10兩43俵替	No. 5677
8	元禄10. 4. 26	毎売金手形之事	半三郎	3兩	当丑我等給米之内12俵3升前売	No. 5688
9	元禄10. 7. 26	米売金請取	半三郎	1兩 2分	当丑我等米10兩=付40俵=而前売	No. 5663

(出典欄の No. は林家文書番号)

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

の間だけではなく、家臣団と村落の間でも行われていた。次の史料は、家老阿久津助右衛門の切米前売り証文である。

〔史料一八〕

前売金手形事
一金壹兩貳分ハ、我等午ノ年分米、四拾三俵相場ニ前売渡シ申、右ノ金髓ニ請取申、為其前売手形仍如件

元禄三年

午ノ正月廿九日

阿久津助右衛門

半三郎殿

(林家文書No.五七一三)

阿久津助右衛門は、前掲第一一表にみられるように、赤尾村の年

貢米の中から二〇俵の家老切米を支給されていたが、この場合は、その中から金一兩二分分だけ前売りをしていたことがわかる。こうした内容の証文をまとめたのが第一五表である。延宝五年(一六七七)の場合は、赤尾村の林半三郎が証人となって城下町川越の水村甚左衛門から一二兩という大金を切米を抵当に借用した。元禄三年以降こうした証文が数多く残されるようになるが、毎年切米の半分位は前売りされていたようで、金主はすべて名主半三郎であった。このほかに単純な借金証文もかなり残されているので、当主のみでなく家臣団の経済も知行所有力農民に依存する形になっていたようである。このように年貢米を抵当とした金子調達方法はさらに一般化され、農民間の金子貸借にも応用されていた。次にその証文の一例を掲げる。

〔史料一九〕

(端裏書)

前売金子手形之事

合金子壹兩貳分ハ

一是ハ亥ノ御年貢ニ相詰リ借リ申所実正也、但右之金子ハ四拾

三俵前売金直段ニ相定申、来ル極月ニハ右之金子之代程御

勘定次第急度相済可申、若済兼申、何様之しち物成

共御取可被成、少も御恨ニ存間敷、為後日仍而手形如件

元禄八年亥ノ極月廿三日

林半三郎殿

赤尾村

借リ主喜太夫

第16表 農民間での米前売証文一覧

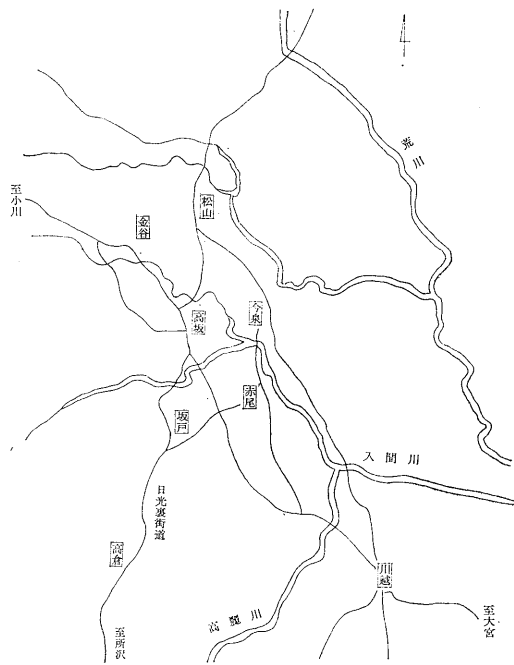
No.	年月日	標 題	売 主	買主	金 額	決 済 方 法 等	出 典
1	元禄 7. 2. 5	売渡シ申戌ノ前金手形	赤尾村三郎兵衛	半三郎	2両2分	来10月中米10俵7分半、10両=付43俵	No. 5743
2	元禄 7. 極 22	売渡シ申前金手形之事	鯨井村八右衛門	半三郎	5両	来霜月20日前、10両=付43俵	No. 5740
3	元禄 8. 極 23	前売金子手形之事	赤尾村善太夫	半三郎	1両2分	来極月、43俵直段	No. 2685
4	元禄 9. 極 28	前金手形之事	源右衛門	半三郎	10両	来丑霜月20日以前、10両=付43俵	No. 5734

(出典欄の No. は林家文書番号)

証人 兵左衛門
(林家文書 No. 二六八五)

赤尾村の善太夫は、金一兩二分を林半三郎から借用し、その返済は翌年十二月に(一〇兩に付)米四三俵の値段で決済することになっていたことがわかる。同様の証文は、証文が現存しているものだけでも第一六表のように四例ほど知られる。

さらに、林半三郎は旗本大久保氏に替り蔵米の前売りをしていたのみでなく、蔵米の買入れを行っていたことも知られる。買入れについては、年末詳の子正月一七日付の証文(林家文書 No. 二六五七「売渡シ申米之事」)のように、林半三郎が坂戸町伊兵衛、市郎右衛門から蔵米五四俵余を二〇兩で前買している例がある。とにかく、これらの事例をとおして、当時、米を抵当にした金子調達方法がかなり広範囲に展開していたことが想定されるのである。



第2図 年貢米前売り商人の分布

さて、旗本知行所の年貢米が近隣の商人に前売りされるといふことは、とりも直さず年貢米がそれらの商人に在払いされるといふことを意味しており、ここで述べた農民間での米を抵当とした金融とともに、地域社会での米の流通を促進することになる。前掲の第五表を中心に、関係した商人の居住地を图示すると第二図のようである。なんといっても主体となるのは、赤尾村から三里程の距離にある城下町川越であった。延宝期にみられた水村甚左衛門をはじめ商人の数、取引量も多い。それについては高坂町の福田伝兵衛や坂戸町の源右衛門など、八王子と日光とを結ぶいわゆる日光裏街道の町場があげられる。これらはその土地での消費だけでなく、さらに西

方に続く山地・丘陵地帯へ米を供給する役割も果たしていたであろう。

まとめにかえて

本稿は、林家文書の整理作業に参加した過程で、たまたま折紙に書かれたかなり時代の古い旗本人の書状(史料一六・一七)、元禄期のもと推定)を読んで興味をひかれ、関連文書を一応とりまとめてみたものである。その結果、旗本財政の逼迫からくる年貢米の前売りという興味深い事象を抽出することはできたが、いまだ整理が不十分であり、特に知行所農民の動向については史料上の制約もあり、ほとんどふれることができなかった。また、こうした旗本大久保氏の仕法を可能とさせた城下町川越を中心とする地方米穀市場が元禄期にどのような形で存在したのか、という問題についても、関連史料の精査によって今後明らかにしていかなければならないであろう。

注

- (1) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第二二集『林家文書目録』
- (2) 『新訂寛政重修諸家譜』第一巻三四九頁
- (3) 赤尾村の概況については、『林家文書目録』の解説を参照していただきたい。
- (4) 前掲『林家文書目録』解説一〇頁で、村高だけからみて赤尾村を在地支配の拠点と推定したことは訂正しなければならない。多摩郡豊田村は明治維新まで、一貫して大久保氏の知行地であった。『日野

市史料集近世2』では豊田村に関する史料を多数収録しているが、本稿で対象とする時期のものには含まれていない。なお『新編武蔵風土記稿』の豊田村の項によれば、善生寺は大久保忠良が寛永二年(一六四四)に死去した娘のために建立した寺院で、さらに慶安五年(一六五二)には若宮社も建立され、村内の神仏の整備を主体的に行っていたことが知られる。

- (5) 当初、この組の構成を五人組とも考えたが、貞享五年(一六八八)二月の「五人組之覚」(林家文書No.二〇九一)によれば、組数は一七で全て五人宛の組合せとなっており、この元禄五年の組とは大分異なるようである。

- (6) 前掲『林家文書目録』巻末の参考史料No.一六「林家本家記録帳」(系図)による。

- (7) 元禄五年の田畠高名帳では半三郎の重複分を除くと、総戸数は七四軒であるが、元禄一年の村明細帳では本百姓八四軒、水呑一軒と都合九五軒としている(前掲書参考史料No.六)。この相違については未詳である。

- (8) 神崎彰利氏「旗本領の構造」(『関東近世史研究』第一一〇号)によれば、寛文以前知行宛行の旗本領年貢賦課は厘取りが原則であったという。しかし、赤尾村のように、数年間の年貢率をあらかじめ定め、百姓が請負ってしまうのはやや特殊な例に属するようである。

なお、旗本大久保氏が同時代に他の知行所で発給した年貢割付状は、いまだみる機会を得ないが、元禄地方直して赤尾村の替地として与えられた都筑郡岡上村(現川崎市)の元禄一年の年貢割付状は様式を一変している。すなわち、田畑地種ごとに反取、引高を明細に記し、関東幕領で一般的に用いられた検見・反取り法の年貢割付状となっているのである。差出者は、山口紋右衛門と大山源内の連名である『神奈川県史』資料編8近世(5下)二七七～二八〇頁)。

知行替えがあったとはいえず、年貢取取の基本文書のこうした急激な変化はどのような理由に基づくものであろうか。

- (9) 四年分の田畑物成納帳で、元禄七年のものだけに「赤尾ニ而払米」が二件、四八俵記されているが、これは第九表から除外されて

いる。

(10) 元禄一〇年の年貢率は、元禄一〇年七月二十五日の「百姓請負之上差紙」(林家文書 No. 五六二六)による。なお、第一一表の数値が一年間の年貢米の総量を示しているかどうかは、次のような計算によって妥当と考えられる。すなわち知行高は七九七・一七一石であり、これに年貢率四ツ八分をかけると取高は三八二・六四二石となる。年貢米は一俵三斗五升入で勘定しているので(元禄一一年村明細帳)、その俵数は一〇九三・二六三俵である。第一一表の合計高一一一七俵余とは約二四俵の差があるが、これは口米などに相当するのであろう。

(11) 近世前期の旗本知行所で、種借について比較的連続的な史料が残っている例として、足立郡沼影村(現浦和市)などを知行していた宮崎氏の場合がある。宮崎氏の年貢収取については、拙稿「近世前期旗本知行所の年貢―武州足立郡沼影村の場合―」(『浦和市史研究』第二号)を参照いただければ幸いである。

(12) 安澤秀一氏『近世村落形成の基礎構造』五〇六―七頁

(13) この時の証文の全文は、次のとおりである。

〔端裏書〕
元禄十四年金証文御地頭所様

証文之事

金子合七両者[㊟]

新小判也

右是者、殿ノ御用付、預リ申所実正也、当以御物成、霜月中ニ者急度返済可申外、金主方江者其方手形相渡被申付、為念仍如件

元禄十四年

巳十二月日

松下十郎兵衛[㊟]

江袋村

作左衛門殿

〔裏書〕
表書之通、相違無之者也

細井金五郎[㊟]

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

(埼玉県立文書館收藏長嶋家文書 No. 一七三七)

この中で、一二月に証文を出し「当以御物成、霜月中」に返済するというのは、ちょっと意味が不鮮明であるが、一応、翌年霜月中と理解しておきたい。

(14) 『群馬県史』資料編13、近世5、三一頁

(15) 『群馬県史』資料編9、近世1、三九―四〇頁